



11 令和7年11月15日 発行  
第79巻 第11号  
岡山市北区桑田町15番28号  
一般社団法人岡山県労働基準協会  
編集兼 発行人 (電話(086)225-3571)  
岡田 康浩  
1部 50円 1年 600円  
(購読料は会費に含む)  
ホームページ <https://www.olsa.or.jp>



衆楽園(津山市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)



## 目次

Nov.

2025

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた…	2
取組に関する要請について	
両立支援等助成金 柔軟な働き方選択制度等	3
支援コースが新しくなりました	
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です	8
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	9
リワーク支援のごあんない	9
令和7年度就業環境整備・改善支援事業 個別支援のご案内	13
従業員を介護で離職させないために	14
令和7年度年末始無災害運動	4
中小企業無災害記録証が授与されました	5
工作物石綿事前調査者講習のご案内	6
令和7年度KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会について	10
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験申請はオンラインで!	12
労働災害 - 統計 -	16

協会より

地域企業の魅力ある職場づくりに貢献します

# 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組みを!

## 岡山労働局長からの要請

岡山労働局長から長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請がなされました。

会員事業場におかれましては、要請の趣旨を踏まえ、より良い働き方の推進に向けた環境を整備いただく、取引会社に関し発注者、荷主として必要な配慮をいただくなどの取組みをお願いいたします。

一般社団法人岡山県労働基準協会  
会長 荒木 雷太 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた  
取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和10年まで）、年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和10年まで）等が掲げられています。

こうした中で、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあり、また、令和6年4月からは、建設の事業、自動車運転の業務、医師等についても、時間外労働の上限規制が適用されています。

このようなことから、岡山労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、本年も11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行います。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

1 労働時間を適切に管理することに加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図ることで時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

（具体的な取組例）

- ・経営トップによるメッセージの発信
- ・勤務時間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度等の導入
- ・ノーカンガードの設定
- ・年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等

2 令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

- (1) 建設工事の発注者となる場合には、週休2日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること
- (2) 荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

（具体的な取組例）

- ・入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
- ・パレット等の活用
- ・十分な納品リードタイムの確保
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定 等

3 自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しづかせ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4 令和5年4月1日からの、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

岡山労働局長  
森 實久美子



## 健康管理は、労働衛生センターで！

労働衛生センターは、一般社団法人岡山県労働基準協会の健康管理活動部門として事業場の方々の健康診断・作業環境測定・産業医・保健指導活動等のサービスを行っています。

公益社団法人全国労働衛生団体連合会の総合精度管理事業へ参加し、A判定をもらい信頼できる確かな健康診断・作業環境測定を提供させていただきます。

健康診断は、検診車で訪問させていただく巡回健診と当センターで受診していただく施設健診がございます。施設健診の日程は、ホームページをご覧ください。

一般社団法人岡山県労働基準協会 労働衛生センター  
**TEL(086)281-4500**

岡山 労働衛生センター

検索



岡山市南区山田 2315-4 (岡山県安全衛生会館内)

10月 1日より

✓併せて法改正の内容をチェック

厚生労働省 改正育児・介護休業法

検索

## 両立支援等助成金

柔軟な働き方選択制度等支援コースが新しくなりました



対象労働者が導入制度を1つ以上利用した場合

制度 3つ導入 → 20万円

制度 4つ以上導入 → 25万円

- ① フレックスタイム制度又は時差出勤制度
- ② 育児のためのテレワーク制度
- ③ 柔軟な働き方実現のための短時間勤務制度
- ④ 保育サービスの手配及び費用補助制度
- ⑤ 養育両立支援休暇制度

3歳以降 小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる制度



有給の「子の看護等休暇制度」を整備した場合

- 年度で10日以上付与されるもの 30万円
- 時間単位で取得でき、「中抜け」ができるもの
- 所定労働時間の変更なく利用可能なもの

中学校終了までの子を養育する労働者が利用可能とした場合 20万円加算

\*詳細は厚生労働省のHPをご覧ください

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



厚生労働省

岡山労働局 雇用環境・均等室 ☎086-224-7693

# 令和7年度年末年始無災害運動

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で55回目を迎えます。

本年度の年末年始無災害運動は、

## 『「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で無事故の発進』

を標語として令和7年12月1日から令和8年1月15日までの間、展開することとなりました。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康状態の確認など、職場の総点検に全員で取り組むことが一層重要となります。皆で力を合わせて無事に締めくくり、明るい新年を迎えるよう、安全・健康への思い新たに無災害を目指して取組みましょう。

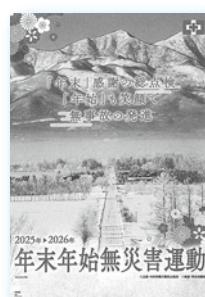
### 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施
- (3) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (4) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の揚げ替え
- (5) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (6) 年末年始無災害運動用のポスター、のぼり等の掲示
- (7) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (8) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (9) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (10) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (11) 火気の点検、確認などの火器管理の徹底
- (12) 交通労働災害防止対策の推進
- (13) 働く全ての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠・食事・運動等）に関する健康指導などの実施
- (15) 感染症拡大防止対策の徹底
- (16) 職場のハラスマント防止につながる取り組みの推進
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

主唱者：中央労働災害防止協会

後援：厚生労働省

年末年始ポスターなど各種用品を取り扱っています。  
お申込みは協会各支部へお早めに。



# 中小企業無災害記録証が授与されました!!

**株式会社日本チャンキー岡山原種鶏場(和気郡和気町大中山1249)**

同社では、平成30年1月26日から無災害を継続し、令和6年8月22日に記録（**第三種・銅賞・2,400日**）を見事達成し、令和7年6月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、7月1日付けでその交付が決定し、令和7年8月25日、岡山県労働基準協会において記録証の伝達式が行われました。

伝達式では、中川 隆 部長及び福山 貴司 選任衛生管理者に記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種はその他の事業（養鶏業）、次回の「第四種・銀賞・3,600日」も達成されますことを祈念いたします。



中川 部長(左)と福山 選任衛生管理者(右)

## ◆代表者からのメッセージ

この度は、中小企業無災害記録証（第3種銅賞）を授与いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、「良質な種鶏ヒナを提供し全国の食卓を豊かに」をモットーにブロイラー用種鶏ヒナの生産と販売を主たる事業としております。

今回表彰をいただいた岡山原種鶏場は和気町及び備前市に鶏舎を構え、原種鶏の飼育と受精卵の生産を行っております。鶏の飼育や受精卵の採卵と出荷、鶏舎の洗浄や機器の整備等、業務内容は多岐に亘っており、環境的に厳しい条件の中、安全衛生管理と労災発生防止に努めてまいりました。

衛生管理者や安全衛生委員を中心とした主要メンバーによる職場巡視やパトロール、ヒヤリハット報告と改善といった地道な活動と従業員の皆さんのが安全意識を高く持って作業にあたっていることが、これまで無災害を継続できた結果だと認識しております。

これからも無災害を継続できるよう、岡山県労働基準協会様や行政関係機関からのご指導やご鞭撻をお願いいたします。

株式会社日本チャンキー 生産事業部門 岡山種鶏部 部長 中川 隆

 <b>Metaltech</b> 株式会社 <b>メタルテック</b> <b>岡山事業所</b> 〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910 Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787	 <b>坂本産業株式会社</b> 代表取締役 坂本修三 〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1 TEL(0865) 65-0311㈹ FAX(0865) 65-0460
---	---

 <b>弁護士法人 太陽綜合法律事務所</b> <small>TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.</small> 岡山県労働基準協会顧問弁護士 (岡山弁護士会所属) 代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健補 〒700-0901 岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル2階 TEL(086)224-8338㈹ FAX(086)224-7555	税理士 <small>たけ だ やす お</small> <b>武 田 育 男</b> 〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号 TEL : 086-231-1227
--	---

 <b>NAKASHIMA</b> <small>We Go Beyond</small> <b>ナカシマプロペラ</b> 株式会社 本社 / 〒709-0625 岡山市東区上道北方688-1 TEL (086) 279-5111 FAX (086) 279-3107	<b>労働問題相談日のお知らせ</b> 毎週火曜日と木曜日10時から16時 <small>(12:00~13:00を除く)</small> 会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。 お気軽にご相談下さい。 <b>TEL(086)225-4538</b> <small>※上記以外の日程 または来所の方は、事前にご連絡下さい。</small>
---	--

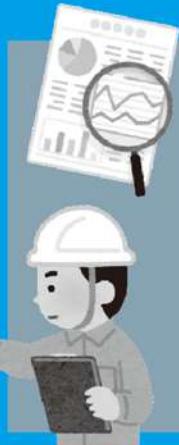


**令和8年1月から有資格者による石綿の事前調査の対象が化学プラントなどの工作物に拡大されます!**

これまでの建築物  
・船舶に加え

## 工作物石綿事前調査者講習のご案内（新規開講）

～法定の有資格者の確保が急務です!!～



これまで建築物等の解体・改修工事については建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務付けられていましたが、令和5年の石綿障害予防規則等の改正により、令和8年1月1日から、工作物（※注）の解体または改修の作業を行うときには、新設された『工作物石綿事前調査者』に事前調査を行わせることが必要となります（石綿則第3条、関係告示）。

工作物石綿事前調査者は、厚生労働大臣が定める工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了検査に合格した者とされています。なお、施行は令和8年1月1日ですが、事業者は施行日までに、調査者を確保しておく必要があります。

当協会では、「工作物石綿事前調査者講習」を下記のとおり実施します。

（岡山労働局長 登録番号 令和6年11月27日 岡労収基1122第2号）

令和7年度の講習は次のとおりです。

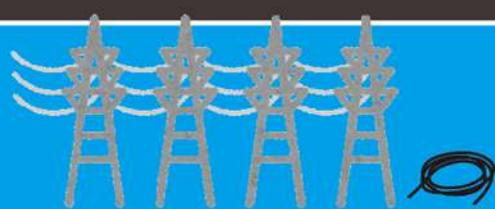
※お申込みが定員に達し次第締め切ります。

### 工作物石綿事前調査者講習

1回目	令和7年 6／26(木), 27(金) → 修了検査 令和7年 7／ 3(水)
2回目	7／26(土), 27(日) ⇒ 8／ 9(土)
3回目	9／18(木), 19(金) ⇒ 10／ 3(金)
4回目	10／20(月), 21(火) ⇒ 11／ 5(水)
5回目	12／15(月), 16(火) ⇒ 令和8年 1／ 6(火)
6回目	令和8年 1／19(月), 20(火) ⇒ 2／ 2(月)
7回目	3／ 9(月), 10(火) ⇒ 3／23(月)

会場 岡山県安全衛生会館 岡山市南区山田2315-4

（※注）工作物とは：建築物以外のものであって、土地、建築物または工作物に設置されているものまたは設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等または製造もしくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等およびこれらの間を接続する配管等の設備等があります。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。



## 【講習科目・時間等】

## ●工作物石綿事前調査者講習●

講習1日目

- 1.工作物石綿事前調査に関する基礎知識1 1時間  
2.工作物石綿事前調査に関する基礎知識2 1時間  
3.石綿使用に係る工作物図面調査 4時間

講習2日目

- 4.現場調査の実際と留意点 4時間  
5.工作物石綿事前調査報告書の作成 1時間  
修了考査 2時間

○受講資格が石綿作業主任者技能講習の修了者(下記受講資格区分ア)の場合、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」の受講が免除されます。  
○建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者(その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの者に限る。)、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者の場合、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」「工作物石綿事前調査に関する基礎知識2」「工作物石綿事前調査報告書の作成」の受講が免除されます。  
※ただし、修了考査の出題範囲からは免除されませんのでご注意願います。(できれば受講されることをお勧めします。)

## 講習受講料、修了考査受験料、テキスト代

講習の区分	受講料等の額(税込)
工作物石綿事前調査者講習	講習受講料および修了考査受験料 45,100円(うち税4,100円)
	テキスト代 5,280円(うち税480円)

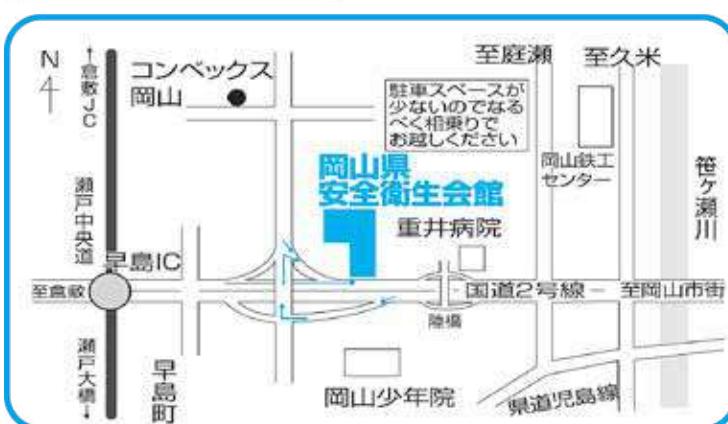
## ⇒修了考査について

- 1 本講習の修了考査は難易度が高いため、しっかりと予習、復習をする必要があります。
- 2 修了考査は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までの間に限り、認められます。  
(その都度再受験料(5,060円(うち税460円))が必要)。

## 【受講資格】

- ア 石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法別表第18第23号)を修了した者  
イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の工作物に関する実務経験年数: 2年以上)  
ウ 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。エにおいて同じ。)(卒業後の工作物に関する実務経験年数: 3年以上)  
エ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(ウに該当する者を除く。)(卒業後の工作物に関する実務経験年数: 4年以上)  
オ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の工作物に関する実務経験年数: 7年以上)  
カ (学歴不問)(工作物に関する実務経験年数: 11年以上)  
キ 平成18年4月1日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(工作物石綿事前調査に関する実務経験年数: 5年以上)  
ク 建築行政に関する実務経験年数: 2年以上  
ケ 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関する実務経験年数: 2年以上  
コ 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官(労働安全衛生法第93条第1項)であった者  
サ 労働基準監督官として職務に従事した経験年数: 2年以上

## 会場のご案内



## 【お問い合わせ・お申込みは】

## (一社)岡山県労働基準協会

岡山市北区桑田町15-28

TEL(086)221-2160

URL: <https://www.olsa.or.jp/>  
ホームページにお申込みのための詳細資料を掲載しています。



## 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

～労働保険の加入手続きはおすすめですか～



### 労働保険に入っていれば…



POINT 1

会社も安心。



POINT 2

働く人も安心。



POINT 3

働く人の

家族も安心。

# 労 働 保 險

はたらく安全、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。  
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

**電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利**

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。



その無理な発注の  
「しわ寄せ」で  
暮れていませんか？

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

事業主の皆様へ

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。

「しわ寄せ」防止特設サイトURL

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



お問合せ先 岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

事業主の方・うつ病等により休職されている方へ

### リワーク支援のごあんない

(休職者の職場復帰に向けたサポートをします)



#### リワーク支援とは

うつ病等のメンタル不全により休職されている方が、よりスムーズに職場復帰できるよう、事業所のご担当者や主治医との連携のもとで行う復職に向けたウォーミングアップのためのプログラムです。利用料はかかりません。

#### 利用できる方

現在うつ病等により休職中で、主治医の指示に従い通院や服薬を行い、病状が安定しており、ご本人自身がリワーク支援を利用して在籍企業への復職を目指すことを希望されている方。

\*雇用保険適用事業所の社員の方を対象とするプログラムのため、公務員の方はご利用いただけません。

#### ～令和7年度の今後の説明会日程～

12/17(水)、1/14(水)、2/12(木)、3/11(水) 各日とも10:00～11:00

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 岡山支部

### 岡山障害者職業センター

〒700-0821 岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17F  
TEL: 086-235-0830 / FAX: 086-235-0831

お問い合わせ先



令和7年度

出張研修対応可

# KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会

日 程 令和8年1月22日（木）～23日（金）

会 場 岡山市：岡山県安全衛生会館

- 対象者**
- ・これからゼロ災運動推進の柱としてKYTを展開しようとする職場のリーダー
  - ・職場で実施しているKYTの効果をさらにアップさせたい方
  - ・KYで定めた行動目標を、本音の目標として実作業で確実に行う職場づくりをしたい方

危険予知訓練（KYT）は、「人間尊重」の理念のもと、一人ひとりを大切にし、誰ひとりケガをしない、させない明るい職場づくりを目標とし、職場に潜む危険を全員参加で話し合い、**危険に対する感受性を鋭くするために有効な手法です。**

労働災害ゼロを守るためにには、経営者、管理監督者、第一線で働く人々**全員が、それぞれの立場、持ち場で労働災害防止活動に参加し、話し合い、考え合って問題を解決する、いきいきとした職場風土を作ることが基本になります。**

## カリキュラム概要（予定）

### 【第1日目】 9:00（受付8:30～）～17:00

- 講 義……ゼロ災運動のめざすもの  
 実 技……指差し呼称  
 実 技……健康問い合わせKY  
 実 技……危険要因のとらえ方と表現の仕方  
 実 技……KYT基礎4ラウンド法

### 【第2日目】 9:00～17:00

- 実 技……ワンポイントKYT  
 実 技……自問自答カード1人KYT  
 実 技……トレーナー演習  
 実 技……ゼロ災チームミーティング  
 情報交流……安全衛生上の問題点について  
 実 技……行動目標設定

## 【受講料】

岡山県労働基準協会会員 又は中防災賛助会員	一 般
29,700円（本体27,000円+税10%）	33,000円（本体30,000円+税10%）

【申込方法】 中央労働災害防止協会ホームページ 又は 次頁の申込書のFAXをお願いします。

**主 催 中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター**

**協 力 （一社）岡山県労働基準協会**

## &lt;申込み用紙&gt;

## 取扱注意

中災防・中四国センター宛 FAX(082)238-4716

申込方法	太枠内をご記入(□欄にはチェック)のうえ、FAXでお申込みください。受講料は <u>正式受付完了の連絡後の入金</u> となっております。開催日1週間前までにご入金ください。受講票は1ヶ月前より順次発送いたします。※ご入金できない場合はご連絡ください		
研修会	令和7年度 KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会 受付8:30~開始		
受講料 (本体価格は表紙に記載)	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡山労働基準協会会員(1/23~1/24岡山開催が対象) または 中災防の会員又は賛助会員</li> <li>一般</li> </ul>		29,700円(税率10%) 33,000円(税率10%)
雇食なし			
開催日	令和8年1月22日~23日 【岡山会場】		
フリガナ			
事業場名 (参加者の所属事業場)		事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上
所在地 □勤務地 □自宅	〒 -	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 岡山労働基準協会会員(1/22~23開催対象) <input type="checkbox"/> 中災防の会員又は賛助会員(※事業場単位) (下欄に番号をご記入下さい)	
	TEL( ) - FAX( ) -		
参加者	フリガナ 氏名	所属・役職名 男・女	年代(✓)をご記入ください <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上
参加者	フリガナ 氏名	所属・役職名 男・女	年代(✓)をご記入ください <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上
連絡担当者	フリガナ Eメール	所属・役職名	
入金方法	<input type="checkbox"/> 広島銀行 横川支店(店番014) 普通 3053092 へ振込 <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行振替口座 広島 01350-0-26420 へ振込 <input type="checkbox"/> 現金書留にて送付 <input type="checkbox"/> その他( )		口座名義:中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター ※振込手数料はお客様のご負担となります
予定日	月 日(済・予定) ※キャンセル料 研修開催日7日前~前日(17時)までの取消 受講料の30%(返金の振込手数料はお客様負担) 研修当日の取消 受講料の100%		
請求書	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要(郵送)宛名:		
領収書	金融機関から発行される振込受領書(明細書)を領収書に代えさせていただきます。 なお、別途必要な方は担当部所までご連絡ください。		
通信欄			

※受講申込みの取消し・参加者変更などの場合は、必ず書面(FAX)にてご連絡ください。※研修会当日に必ず受講票をお持ちください。

※ご注意 ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって保管し、お申込の研修会(講習)の的確な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)に使用するほか、二次利用として、当協会が行う各種セミナー、図書等のご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に使用することがあります。個人情報の二次利用に同意いただけない方は□にチェックマークをご記入ください。  同意しない

お申込み・お問い合わせ先 → 中央労働災害防止協会(中災防)中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島市西区三條町3-25-30 TEL:(082)238-4707 FAX:(082)238-4716



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

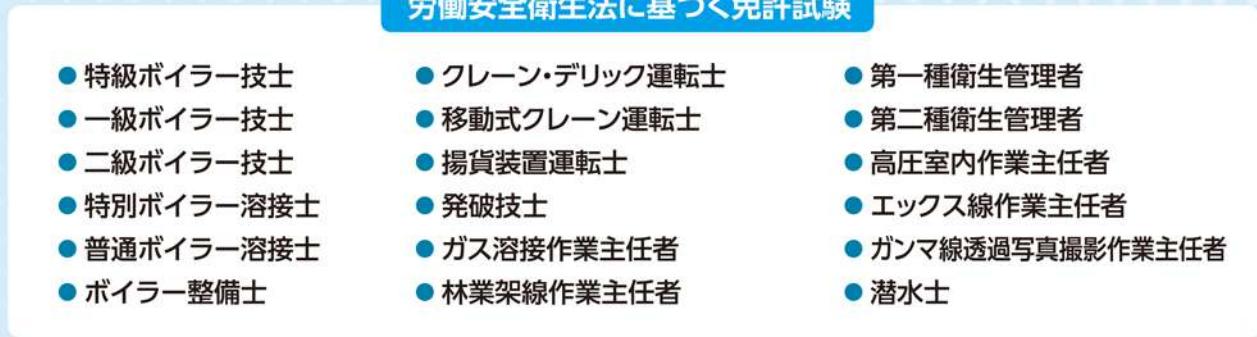
# 受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムが  
アシストします!

受験申請は  
こちらから

## 労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

受験申請書の  
取り寄せ不要コンビニ払いや  
クレジットカードで  
支払い可能申請の振込  
手数料不要顔写真は  
アップロードでOKマイページで  
領収書をダウンロード



## 令和7年度就業環境整備・改善支援事業

### 個別支援のご案内

みなさまの事業所の就業環境整備を  
個別に無料でご支援します！



#### 個別支援とは

希望される全国の事業主の方を対象に、労働法の専門家である社会保険労務士などが個別に事業場を訪問し（オンライン対応も可能／zoom等）、事業主の皆さまの相談を伺いながら、個々の事情に応じた適切なアドバイスを行い、適正な就業環境を整備するお手伝いを行います。

#### 申込み方法

##### STEP 1

本事業のサイトへアクセス  
以下の検索ワードか二次元コードを活用ください。

令和7年度就業環境整備



##### STEP 2

サイト内の「個別支援」の項目の「専門家(個別)支援」もしくは  
「お申込みはこちら」からログインし会員登録後、お申込みください。



サイトTOP



個別支援項目



#### よくある活用例

- 会社の労務管理に問題がないか確認してほしい。
- 時間外労働の上限規制はどうしたら守れますか。
- 同一労働同一賃金の対応方法を教えてほしい。

上記以外でも、お困りごとがありましたらお気軽にお申込みください！

# 従業員を介護で離職させないために

仕事を辞めることなく、働きながら要介護状態（※1）の家族（※2）の介護等をするために、以下の育児・介護休業法に基づく制度が利用できます。

※1 要介護状態とは？ … 介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合のほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても、2週間以上の期間にわたり介護が必要な状態のときには対象になります。

※2 家族とは？ … 配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫

## 仕事と介護の両立支援制度



制 度	概 要
介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで 3回を上限とした分割取得が可能 有期契約労働者も要件を満たせば取得可
介護休暇	病院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うための休暇制度 <b>年5日</b> （対象家族が2人以上の場合は <b>年10日</b> ） 時間単位での取得も可能
所定外労働の制限	介護が終了するまで、残業の免除が可能
時間外労働の制限	介護が終了するまで、1か月 <b>24時間</b> 、1年 <b>150時間</b> を超える時間外労働の制限が可能
深夜業の制限	介護が終了するまで、 <b>午後10時から午前5時までの</b> 労働を制限することが可能
所定労働時間短縮等の措置	事業所は、次のいずれかの措置を講ずる必要あり。 <b>利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能。</b> ・短時間勤務制度      •フレックスタイム制度 ・時差出勤の制度      •介護費用の助成措置
不利益取扱いの禁止	介護休業などの制度の申出や取得を理由とした解雇など不利益な取扱いを禁止しています
ハラスメントの防止措置	上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務付けています

## 育児・介護休業法等が改正されました！！ ~令和7年4月1日から段階的に施行されます~

令和7年4月1日以降、事業所は労働者に介護休業・介護両立支援制度の周知、労働者の意見聴取、状況把握を適切に行う必要があります。

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置（※面談・書面交付等による。）
- 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備（※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。）
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

厚生労働省 改正育児・介護休業法

検索

【お問い合わせ先】〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階  
岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL:086-225-2017



## 事業主の皆様へ 助成金のご案内

経験を積んだ企業の中核となる人材が、仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。離職する従業員や心身ともにストレスを抱える従業員が増える前に、仕事と介護の両立支援の取組をはじめましょう。

### 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)

仕事と介護の両立支援の取組を行い、要件を満たした中小企業事業主に支給します。

支給額			
A 介護休業	40万円	※1事業主あたり5人まで	
B. 介護両立支援制度	制度1つ導入、利用 20万円	※1事業主あたり5人まで	
	制度2つ導入、利用 25万円		
C.業務代替支援	新規雇用 手当支給等(介護休業) 手当支給等(短時間勤務)	20万円 5万円 3万円	※1事業主あたり5人まで
環境整備加算 ※A、B、C、いずれかに加算	10万円	※1事業主あたり1回まで	

#### 主な要件 A: 介護休業(休業取得、職場復帰支援)



- 介護休業の取得・職場復帰について、プランにより支援する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 介護に直面した労働者との面談により「介護支援プラン」★を作成し、プランに基づき業務の引き継ぎを実施した上で、対象労働者が所定労働日に連続5日以上の介護休業を取得すること。
- 介護休業を取得した労働者を、フォローフォローアップを実施した上で原則として原職等に復帰させ、申請日までの間、雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

#### 主な要件 B: 介護両立支援制度(介護のための柔軟な就労形態の制度)

- 介護両立支援制度の利用について、プランにより支援する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 介護に直面した労働者との面談により「介護支援プラン」★を作成し、プランに基づき業務体制の検討を行った上で、対象労働者が以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を合計20日以上(\*1、2を除く)利用し、申請日までの間、雇用保険被保険者として継続雇用していること。

・所定外労働の制限制度	・深夜業の制限制度	・介護のための在宅勤務制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・時差出勤制度	・短時間勤務制度	・法を上回る介護休暇制度 *1	・介護サービス費用補助制度 *2

\*1、2の制度は利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件を満たすことが必要

#### 主な要件 C: 業務代替支援(新規雇用、手当支給等)

##### (1) 新規雇用

- 対象労働者が連続5日以上の介護休業を取得し、業務代替要員を新規雇用または派遣受入で確保すること。
- 介護休業制度および所定労働時間の短縮等の措置を労働協約や就業規則に定めていること。

##### (2) 手当支給等

- 業務見直し、効率化のための取組を対象労働者の介護休業開始日の前日までに実施すること。
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定していること。
- 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得または短時間勤務制度を合計15日以上利用し、代替者へ手当を支給していること。

<環境整備加算> ※ A 介護休業、B 介護両立支援制度、C 業務代替支援いずれかへの加算

- ・雇用する労働者に対して介護休業および介護両立支援制度に係る研修を実施すること。
- ・介護休業および介護両立支援制度に関する相談体制の整備をするとともに、社内の全労働者に周知すること。
- ・介護休業および介護両立支援制度の取得・利用に関する社内の事例を収集し、それらを提供すること。
- ・介護休業および介護両立支援制度に関する制度、介護休業等の取得・利用促進に関する方針を周知すること。

##### ★「介護支援プラン」について

労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするために、事業主が介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で、介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認し、作成したプランです。

\* 詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

お問い合わせ先：岡山労働局 雇用環境・均等室

岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 TEL086-224-7639



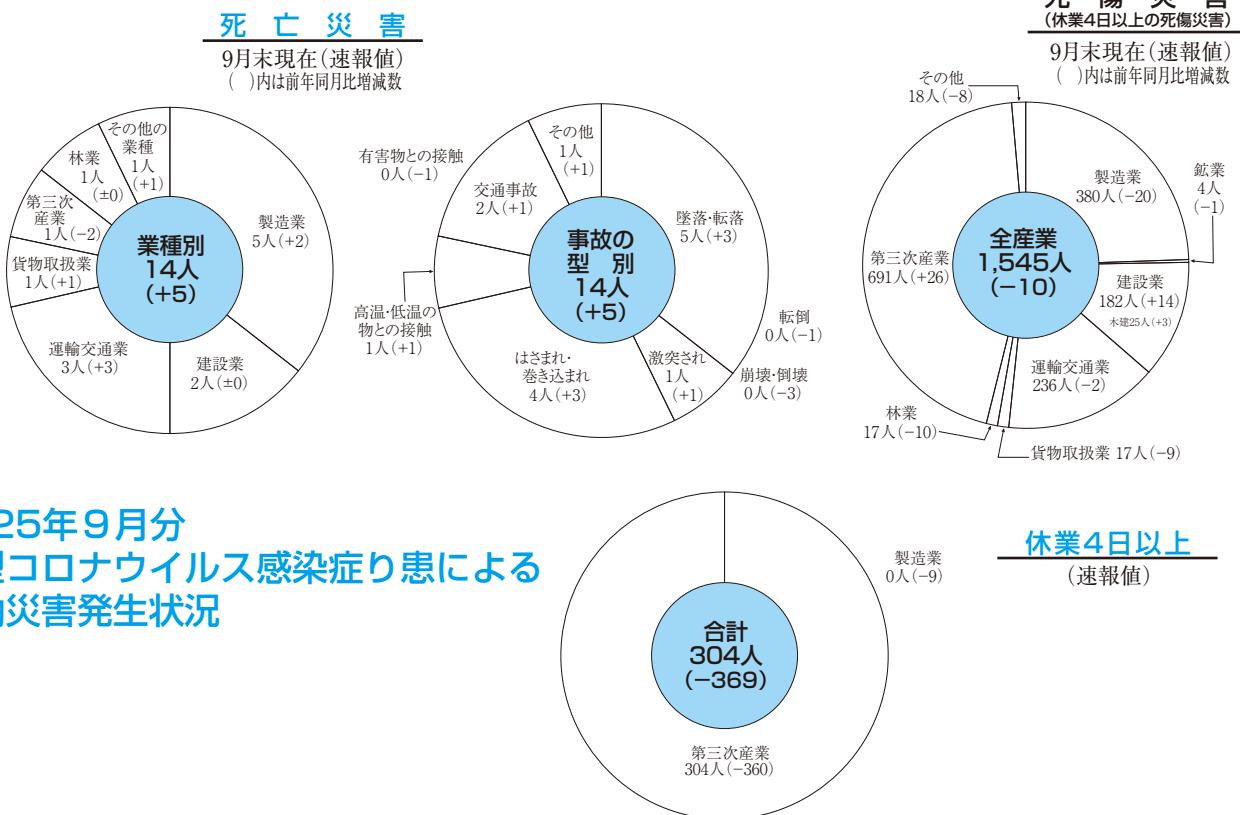
## 令和7年死亡災害発生状況

## 岡山労働局（令和7年9月末現在）

番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
13	金属製品 製造業	令和7年 8月	10時台	挟まれ、 巻き込まれ	一般動力機械	鋳造機で、鋳込んだ型を脱型機へ移動させる装置(エアシリンダー駆動)にハリが着いて止まつたので、緊急停止ボタンを押し、機械の中に入つてハリをハンマーで外したところ、機械が動き出し、頭部を挟まれた。	
14	林業	令和7年 9月	6時台	墜落、転落	その他の通路	アスファルト舗装の公道上で、間伐で使用した車両系木材伐出機械にオペレーターが乗つて回送車に積み込む作業中、回送車のアウトリガーの接地路面が陥没、車が傾き、車両系木材伐出機械が谷へ転落した。	高さ2m 以上

(注) 令和7年1月1日から令和7年9月末日までに発生した労働災害で、令和7年9月末日までに労働基準監督署に報告のあったもの。

# 2025年（令和7年）労働災害発生状況



昭和二十六年十一月八日 第三種郵便物認可  
令和七年十一月十五日（毎月一回十五日発行）

(一)  
第十七  
一九号卷

# 労働安全衛生関係 免許試験日程

2025年12月から2026年2月までの間に当センターで実施する学科試験の日程は、右記のとおりです。

また、受験資格等については、

## 中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 広島県福山市新涯町2-29-36

☎084-954-4661に照会して下さい。

## インターネットアドレス

<https://www.chushiexam.org/>

試験の種類		2025年	2026年	
★には、更に実技試験があります。		12月	1月	2月
特級ボイラー技士				
一級ボイラー技士			22	
二級ボイラー技士	11	13	3	
★特別ボイラー溶接士			23	
★普通ボイラー溶接士			23	
ボイラーコンピュータ整備士				16
★クレーン・デリック運転士	限定期定なし クレーン限定期定 デリック床面運転式定期定 運転士定期定免許解除試験	2 20 26	20 20 26	
★移動式クレーン運転士			16	
★揚貨装置運転士				
発破技術士	5			
ガス溶接作業主任者	5			
林業架線作業主任者				
第一種衛生管理者	1・17	19	6・18	
第三種衛生管理者	1・17	19	6・18	
高圧室内作業主任者				
エックス線作業主任者		21		
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				
潜水士				13

# 回 覧